

税務キャッチ・アップ

所得税関係

事業所得と雑所得の判断基準

1 前提事情と所得区分の変化の懸念

前年1月に個人事業を開業したA氏は、当年において仕事の受注が激減して生活が厳しくなったことから、当年7月より派遣社員として給与収入を得るようになっていく。個人事業の収入は、当年の年収別に比較をすると、給与収入の3分の1に満たず、また、7月以降の売上は派遣先の休日及び勤務時間外の稼働であったことから、1月から6月までの売上合計に比して著しく減少している。

A氏の7月以降の給与所得以外の収入金額は、事業所得ではなく雑所得として認識すべきか、事業所得と雑所得の判断基準を検討する。

2 事業所得又は雑所得の判断基準

事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得と解される(最高裁昭和56年4月24日判決)。そこで、A氏の営む個人事業の実情について、①営利性、有償性及び反復継続性の有無、②自己の危険と計画による企画遂行性の有無、③精神的及び肉体的労力の程度、④人的設備及び物的設備の有無、⑤職業・経験、社会的地位、生活状況、⑥相当程度の期間安定した収益を得られる可能性等を総合的に検討し、社会通念に照らして判断することになる。

3 法令解釈等の適合性の検討

A氏の事業は、当年は欠損が生じていることが想定され、事業所得と認定できるのであれば、給与所得との損益通算が可能となろう。そのため、事業所得の法令解釈等にA氏の営む事業が適合している事実は、今後を含めエビデンスの整備が重要となる。

上記2①について、A氏が事業を開始したのは前年であるところ、実績から判断するデータとしては不十分といえ、前年と当年の受注件数及び売上金額並びに次年度以降の事業計画から、A氏業務の有償性及び反復継続性があることを整理しておく必要がある。仮に、昨年及び本年共に、欠損金が生じている場合には、A氏の業務が、経済的合理性に欠け営利性が乏しいと考えられる余地があることから、今後の事業計画の策定は必須のものとなろう。

上記2②について、A氏は、昨年開業後から本年まで、積極的な広告宣伝を行っており、営業活動を行った痕跡となる記録や文書を保存しているなど、売上げを増大させるための努力を残しているのであれば、企画遂行性を表象するものといえよう。

上記2③について、A氏は7月以降派遣社員として派遣先の業務に従事したことにより、個人事業の従事時間が限定され、精神的及び肉体的労力の大半が派遣先の業務に費やされていると認定される懸念があることか

ら、派遣業務、個人事業及び生活に関する時間管理等の整理により個人事業を顕在化させるべきだろう。

上記2④について、A氏の業態は不明であるが、同氏の業務を行うに当たり、業務を行う場所、固定資産の設置状況等は、事業を実施していることの物理的検証が可能となろう。

上記2⑤について、A氏は派遣社員として安定した給与収入を得ており、当該収入が本年の総収入金額の3分の2以上で、A氏の生活の資とされていたとしても、個人事業の開業経緯やA氏の業務経験により一時的であるとして客観的な説明ができるものと考えられる。

上記2⑥について、A氏の業務は、開業後間もないところ、今後相当程度の期間安定した収益を得られる可能性の有無は未知数であるといえ、上述で検討したとおり、今後の事業計画の蓋然性により表明すべきである。

4 おわりに

A氏は、開業2年目であり、事業の売上げを超える給与収入を得ているからといって、事業所得の法令解釈に適合しないとは限らない。とはいえ、下落した受注件数及び売上金額の回復見込がなく、A氏が事業として反復継続することが困難であると認める場合には、雑所得に転換させることを考えるべきだろう。

(右山研究グループ
税理士 苅米 裕)